

香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第16号

香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

香川県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和37年香川県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																						
<p style="text-align: center;">（全日制課程の普通科又は理数科を置く高等学校の学区の指定）</p> <p>第2条 略</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:20%;">学区</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">高等学校</th> </tr> <tr> <th style="width:40%;">普通科</th> <th style="width:40%;">理数科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td> 小豆島高等学校 土庄高等学校 三本松高等学校 津田高等学校 高松高等学校 高松東高等学校 高松南高等学校 高松西高等学校 高松北高等学校 香川中央高等学校 高松桜井高等学校 </td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:20%;">地域</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">高等学校</th> </tr> <tr> <th style="width:40%;">普通科</th> <th style="width:40%;">理数科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学区	高等学校		普通科	理数科	略	小豆島高等学校 土庄高等学校 三本松高等学校 津田高等学校 高松高等学校 高松東高等学校 高松南高等学校 高松西高等学校 高松北高等学校 香川中央高等学校 高松桜井高等学校	略	略			地域	高等学校		普通科	理数科				<p style="text-align: center;">（全日制課程の普通科又は理数科を置く高等学校の学区の指定）</p> <p>第2条 高等学校の全日制の課程の普通科又は理数科に入学しようとする者（以下「入学志願者」という。）は、住所の属する次の表の左欄に掲げる学区の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる高等学校に出願しなければならない。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:20%;">学区</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">高等学校</th> </tr> <tr> <th style="width:40%;">普通科</th> <th style="width:40%;">理数科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td> 小豆島高等学校 土庄高等学校 三本松高等学校 大川東高等学校 津田高等学校 高松高等学校 高松東高等学校 高松南高等学校 高松西高等学校 高松北高等学校 香川中央高等学校 高松桜井高等学校 </td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 入学志願者は、住所が次の表の左欄に掲げる地域内にある場合においては、前項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる高等学校に出願することができる。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:20%;">地域</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">高等学校</th> </tr> <tr> <th style="width:40%;">普通科</th> <th style="width:40%;">理数科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1学区</td> <td> 高松市 さぬき市 東かがわ市 小豆郡 木田郡 香川郡 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学区	高等学校		普通科	理数科	略	小豆島高等学校 土庄高等学校 三本松高等学校 大川東高等学校 津田高等学校 高松高等学校 高松東高等学校 高松南高等学校 高松西高等学校 高松北高等学校 香川中央高等学校 高松桜井高等学校	略	略			地域	高等学校		普通科	理数科	第1学区	高松市 さぬき市 東かがわ市 小豆郡 木田郡 香川郡	
学区		高等学校																																					
	普通科	理数科																																					
略	小豆島高等学校 土庄高等学校 三本松高等学校 津田高等学校 高松高等学校 高松東高等学校 高松南高等学校 高松西高等学校 高松北高等学校 香川中央高等学校 高松桜井高等学校	略																																					
略																																							
地域	高等学校																																						
	普通科	理数科																																					
学区	高等学校																																						
	普通科	理数科																																					
略	小豆島高等学校 土庄高等学校 三本松高等学校 大川東高等学校 津田高等学校 高松高等学校 高松東高等学校 高松南高等学校 高松西高等学校 高松北高等学校 香川中央高等学校 高松桜井高等学校	略																																					
略																																							
地域	高等学校																																						
	普通科	理数科																																					
第1学区	高松市 さぬき市 東かがわ市 小豆郡 木田郡 香川郡																																						

略		略	略		略
略	小豆島高等学校 土庄高等学校 三本松高等学校 津田高等学校 高松高等学校 高松東高等学校 高松南高等学校 高松西高等学校 高松北高等学校 香川中央高等学校 高松桜井高等学校			丸亀市綾歌町 綾川町	小豆島高等学校 土庄高等学校 三本松高等学校 <u>大川東高等学校</u> 津田高等学校 高松高等学校 高松東高等学校 高松南高等学校 高松西高等学校 高松北高等学校 香川中央高等学校 高松桜井高等学校

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。